

申請に対する処分個別票

| | |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 計画調整局建築指導部建築確認課（設備） (06-6208-9298) |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 低炭素建築物新築等計画の認定 |
| 概要 | 社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素を抑制し、都市の低炭素化を図るため、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、大阪市内の市街化区域で低炭素化に関する基準に適合する建築物を認定します。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準 大阪市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱 (http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000205184.html) |
| 審査基準 | 申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 1 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギーの消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること 2 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること 3 資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること |
| 標準処理期間 | 設定していない（建築物の規模や計算方法の複雑さ等について事案ごとのばらつきが大きく、標準処理期間を設定することは困難） |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 計画調整局 建築指導部 建築確認課（設備） |
| 提出時期 | 随時 |
| 提出方法 | 低炭素建築物新築等計画認定申請書、添付書類を計画調整局建築指導部建築確認課（設備）へ提出し、納付書で手数料を納入してください。 |
| 手数料 | 申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。 |
| 相談窓口 | 計画調整局 建築指導部 建築確認課（設備） |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000526703.html |
| 備考 | |